

# 石川県倫理法人会旅費規程

石川県倫理法人会規定第16条により旅費支給基準を次の通りとする。

- ・ 県が主催する行事の参加に関して支払うことができる。
- ・ 県内の会員・会員外の講師に関して支払うことができる。

出張区分	要件	旅費	宿泊費	会費	負担区分		備考		
					県	単会			
県内各役員及び会員	儀礼参加 (代表出席の場合)	開設・設立式 周年行事 会葬等	県外	実費	県会長 判断	実費	○	○	・ 県代表出席の場合、県費 ・ 単会代表出席の場合、各単会費 ・ 宿泊が必要な場合は支給
		県内	なし	なし	なし	—	—		
	役員会	県役員会	※別途規程	なし	一部負担	○	○	・ 県内旅費規程を適応する	
	委員会	県内委員会	※別途規程	なし	一部負担	○	○	・ 正副委員長は県、単会委員は単会	
	打ち合わせ (県役員の場合)	県内打ち合わせ	※別途規程	県会長 判断	なし	○	○	・ 県会長の承認による	
	倫理研究所行事 (出席対象者の場合)		実費	実費	実費	○	○	・ 出席対象者出席の場合、県費 ・ 単会代表出席の場合、各単会費 ・ 宿泊必要がある場合は実費を支給 ・ 研究所負担の場合は重複しない事	
巡講 (講師としての場合)	モーニングセミナー ナイトセミナー	※別途規定	実費 (単会負担)	なし	—	○	・ 県主催の場合は県費		
事務局員	各種行事の運営	実費	実費	実費	○	○	・ 県主催の場合は県費		
本部からの派遣		不要	実費			○	・ 旅費は研究所負担		
その他	モーニングセミナー ナイトセミナー	実費	実費			○	・ 研究所からの派遣の場合の 旅費は研究所負担		

## 【原則としてすべて領収書をもって精算する】

### ◎県外旅費規程

- 飛行機利用の場合は、エコノミークラスとする。
- JR・私鉄利用の場合は、特急指定席利用までとする。新幹線利用もこれに準ず。
- タクシー利用の場合は、領収書をもって精算する。
- 宿泊費・ホテル代は1回10,000円以内として実費にて精算する。
- 自家用車利用の場合、ガソリン代・高速道路通行料・駐車料金を規程計算方式をもって精算する。
  - ・ ガソリン代 20円/km、高速道路通行料及び駐車場代は実費。(同乗者は重複しない)

◎県内旅費に関しては、別紙の〈石川県倫理法人会 県内旅費規定〉を参照。

### ◎摘要

- 研究員への謝礼は不要。
- 特殊な講演会等により100,000円を超える謝礼・費用が生じる場合は、あらかじめ県会長に承認を受ける事。
- モーニングセミナー外部講師への謝礼は一律10,000円とし、各単会の負担とする。  
※10,000円を超える場合、あらかじめ県会長の承認を受ける事。
- 巡講の旅費基準は、別紙の〈石川県倫理法人会 県内旅費規定〉を参照。
- 上記会費とは懇親会費用も含む。
- 上記規程外に該当する場合は、県会長判断とする。

上記以外の場合は源泉の対象となるので留意すること。

※県会長判断及び承認を受ける場合は県幹事長を窓口とする。